

① 将来への橋渡しし 国民年金

国民年金保険料

前納制度の案内

令和3年4月分から令和4年3月分までの国民年金保険料は、月額16,610円(年額199,320円)です。保険料は、納付書、クレジットカード、口座振替、インターネットなどで納付できます。

まとめて前払い(前納)すると保険料が割引されます。納付方法と割引額の一覧は、次のとおりです。

現金・クレジット	保険料(年間)	割引額
2年前納(※)	383,810円	14,590円
1年前納	195,780円	3,540円
6カ月前納	98,850円	810円
口座振替	保険料(年間)	割引額
2年前納(※)	382,550円	15,850円
1年前納	195,140円	4,180円
6カ月前納	98,530円	1,130円

※2年度分の金額です。

納付書での2年前納と、クレジットカード、口座振替での前納は、事前申込みが必要です。詳しくは、問い合わせてください。

ご存じですか？

国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金を受給するためには、受給資格期間(保険料の納付済期間や保険料の免除期間など)が原則10年以上必要です。

満額の老齢基礎年金を受け取るためには、20歳から60歳までの40年間、保険料を納める必要があります。

【受給資格期間10年を満たしていない場合】

70歳になるまで任意で加入することができます。ただし、昭和40年4月1日以前生まれの人に限りません。

【納め忘れなどで保険料の納付済期間が40年間に満たない場合】

60歳から65歳までの間に任意で加入すれば、満額の年金に近づけることができます。

また、海外在住の日本国籍を持つ20歳から64歳までの人も任意で加入できます。

保険料の納付方法は、口座振替が原則です。申請手続きは、保険年金課または各支所で行ってください。

問 保険年金課

IP 050・5801・5631

FAX 0748・24・5576

または各支所

① 新型コロナウイルス感染症支援

国民健康保険・後期高齢者医療保険 傷病手当金の適用期間延長

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業主から給与の支払いが受けられないときは、傷病手当金が支給される場合があります。

傷病手当金の適用期間が9月30日まで延長となりました。申請の際には、事前に保険年金課まで問い合わせてください。

問 保険年金課

IP 050・5801・5631

FAX 0748・24・5576



① 保険証が新しくなりました

国民健康保険被保険者証兼 高齢受給者証の更新

8月1日から被保険者証が新しくなっています。8月1日以降は、びわ色の新しい被保険者証を提示してください。

また、期限切れの被保険者証(薄紫色)は、保険年金課または各支所まで返却するか、各自で責任をもって破棄してください。

問 保険年金課

IP 050・5801・5631

FAX 0748・24・5576

① 8月から新しい受給券に

福祉医療費受給券の更新

8月1日から福祉医療費受給券が新しくなります。新しい受給券は、7月下旬に発送しています。更新申請書が未提出の人や一定額以上の所得があるなど、受給要件に該当しない人には発送していません。

所得の変動などにより受給対象となる場合は、新たに申請が必要です。詳しくは、問い合わせてください。

問 保険年金課 IP050-5801-5631 FAX0748-24-5576

区分	対象者(受給要件)
心身障害者	身体障害者手帳1~4級または療育手帳A・Bをお持ちの人
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1・2級および自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの人
母子家庭 父子家庭	18歳未満の児童を養育している母子・父子家庭の児童とその母・父など
65~74歳老人(低所得)	本人・配偶者・扶養義務者がともに市民税非課税の人
ひとり暮らし 寡婦	以前母子家庭であった母で、1年以上ひとり暮らしの状態にある65歳未満の人
ひとり暮らし 高齢寡婦	以前母子家庭であった母で、1年以上ひとり暮らしの状態にある65~74歳までの人

※上記の区分すべてに所得要件があります。